




答 申 書

宇部市特別職報酬等審議会

平成 20 年(2008 年)11 月 10 日

宇部市長 藤 田 忠 夫 様

宇部市特別職報酬等審議会
会長 光 井 一 彦



特別職の報酬等の額について(答申)

平成 20 年 10 月 9 日付で貴職から諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額については、現行の額を据え置くことが適当と認める。

2 審議の経過

本審議会は、平成 9 年 4 月の改定以来 11 年が経過し、市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額（以下、「特別職の報酬等の額」とする。）が改定されていない状況を踏まえ、この額のあり方について市長からの諮問を受け審議に入った。

(1) 審議にあたっては、次の資料等を参照し、様々な角度から検討を行った。

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似都市（以下、「県内他市等」とする。）の特別職の報酬等の額
- ② 一般職の職員の給与の改定状況
- ③ 市長及び副市長の給料に係る特例的減額措置の状況
- ④ 市議会議員の議員報酬に係る特例的減額措置の状況及び議員定数削減の状況
- ⑤ 本市及び県内他市等の財政状況
- ⑥ 全国の消費者物価指数の推移

(2) 審議にあたり考慮した要素について

本審議会は、現在の社会経済情勢の変化も踏まえた上で、特別職の果たすべき役割とその重責を十分認識しながら、同時に、議員活動や行政運営に対する市民感情にも配慮すべく、答申にあたっては、次の諸要素について考慮した。

- ① 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあること。
- ② 合併や地方分権の進展に伴い、議員にはより広範囲で専門的な活動が求められており、議員活動に専念するためにも相応の報酬が必要であること。
- ③ 市政運営の重責を担う市長及び副市長に対しては、相応する対価を支払うべきであること。
- ④ 特別職の報酬等においては、自主的な減額措置が講じられていること。
- ⑤ 市議会においては、議員定数の削減、会期外出務手当の廃止や政務調査費の透明性の確保など一定の議会改革がなされてきていること。

(3) 答申にあたっての考え方の整理

- ① 特別職の報酬等の水準については、基本的に前回までの本審議会における考え方を踏襲し、県内他市等との比較や、民間賃金水準の動向を反映した人事院勧告の状況を考慮することとした。
- ② 現行の報酬等の月額について、県内他市との比較においては、減額前及び減額後の水準ではいずれの職も県内2位水準であるとともに、類似団体と比較しても平均的な水準にある。
- ③ 平成9年以降の人事院勧告について、確かに給料表の改定はあるものの、給料改定率を積み上げると累積でマイナス1%程度であり、平成9年の改定から大きな変動はないと言える。
- ④ 財政状況は厳しい状況にはあるが、これは本市に限った状況ではなく、主な財政関係指標の数値を県内他市等と比較しても特筆すべき傾向は見いだせない。
- ⑤ 市長等の判断による自主的な減額措置については、県内他市等においても見られる状況にあり、減額措置そのものについては、あくまで本来の報酬等の水準とは切り離れた観点から、特例的に行われているものと推測することができる。

3 結論及び要望事項

これらを総合的に考慮した結果、本審議会としては、特別職の報酬等については、現時点では改定を行うこととせず、その額を据え置くことが適当との結論に至った。

なお、現在実施されている自主的な減額措置については、本審議会による議論とは別に、その時々政治判断によって行われるべき性格のものであると考えるが、その上で、現在の本市の財政状況を考慮して、これについては引き続き実施されるよう要望するものである。

また、今後は、本審議会を定期的開催され、時期を失することなく特別職の報酬等の額について検討されるよう併せて要望する。